

○石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱

平成22年10月1日告示第218号

改正

平成24年7月9日告示第199号

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題の解決へ向けた取組や、地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりを行うことを目的とした、住民自治組織の設立へ向けた事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で石巻市住民自治組織設立支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、住民自治組織を設立しようとする、地域の主たる団体の代表者など、地域住民の代表者により構成される地域自治システム懇談会等（以下「懇談会等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、懇談会等が住民自治組織の設立に向け実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費の総額とする。

- (1) 懇談会等の会議開催に要する経費
- (2) 住民自治組織の設立に向けた調査・研究に要する経費
- (3) 懇談会等が地域住民へ周知するための経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 単なる飲食を目的とした食糧費
- (2) 懇談会等の構成員に対する人件費、謝礼、旅費（費用弁償を除く。）
- (3) 慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金及び補助金等住民自治組織の設立に直接関係のない経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体当たり、次に掲げる額の合計額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- (1) 均等割額 1団体当たり20万円
- (2) 人口割額 補助金の交付を受けようとする懇談会等（以下「申請団体」という。）が、申請を行う年度の前年度9月30日現在における当該地域の住民（住民基本台帳法

(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者をいう。)の数に10円を乗じて得た額

(交付申請)

第6条 申請団体は、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 懇談会等の規約及び構成員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は石巻市住民自治組織設立支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた懇談会等(以下「交付団体」という。)は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、補助対象事業の中止又は廃止について承認の可否を決定し、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)又は石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止(廃止)不承認通知書(様式第6号)により交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付団体は、補助対象事業の完了後20日以内に、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を石巻市住民自治組織設立支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利

10. 95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 交付団体は、補助金を請求しようとするときは、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第10条及び第17条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金取消・返還通知書(様式第10号)により交付団体に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 交付団体は、補助対象事業において作成した書類及び帳簿を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管することとし、市長から補助金の交付の事務処理上請求があったときは、速やかに必要な書類を提出しなければならない。

(補助金の交付制限)

第14条 この要綱の規定に基づく補助金の交付は、同一団体につき1回に限る。ただし、交付団体が第6条の規定による交付申請を行った年度中に住民自治組織を設立することができなかったときは、その翌年度に限り、既に交付した補助金の額を第5条の規定により前年度に決定した補助金額の上限額から差し引いた額の範囲内で交付できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日告示第199号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第 1 号（第 6 条関係）

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
団体名
代表者名 印

年度において、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の交付を受けたいので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙 1）
 - (2) 収支予算書（別紙 1）
 - (3) 懇談会等の規約及び構成員名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

住民自治組織設立支援事業計画書

実施事業	内容	実施予定月日	備考

住民自治組織設立支援事業収支予算書

収入の部

区分	金額（円）	備考
合計		

支出の部

区分	金額（円）	備考
合計		

(注) 収支の計は一致する。

住所
団体名
代表者名

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付機決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長 印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に使用することはできない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年石巻市規則第 47 号）及び石巻市住民自治組織設立支援補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4) 前記各号のことを守らないときは、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第7条関係）

石巻市（ ）指令第 号

住所

団体名

代表者名

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定したので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市住民自治組織設立支援事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 中止する理由
- 2 阻止状況及びその対応
- 3 中止の期間（廃止予定年月日）

（注）中止（廃止）する理由を立証する書類を添付すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

石巻市（ ）指令第 号

住所

団体名

代表者名

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織せ鶴率支援事業中止（廃止）承認申請については、下記のとおり承認することに決定したので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

中止（廃止）することを承認します。

様式第 6 号（第 8 条関係）

石巻市（ ）指令第 号

住所

団体名

代表者名

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金事業中止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織設立支援事業中止（廃止）承認申請については、下記の理由で不承認としたので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

不承認の理由

様式第7号（第9条関係）

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市住民自治組織設立支援事業補助金については、下記のとおり実施したいので、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付資料

- (1) 事業実績書（別紙）
- (2) 収支決算書（別紙）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙

住民自治組織設立支援事業実績書

実績事業	内容	実施月日	備考

住民自治組織設立支援事業収支決算書

収入の部

区分	金額（円）	備考
会計		

支出の部

区分	金額（円）	備考
会計		

(注) 収支の計は一致する。

様式第8号（第10条関係）

第 号

住所

団体名

代表者名

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市住民自治組織設立支援事業補助金について、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

補助金の確定額

円

様式第9号（第11条関係）

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金清算（概算）払請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で補助金確定（交付決定）通知のあった石巻市住民自治組織設立支援事業補助金について、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり金 円を清算（概算）払によって交付されたく請求します。

記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 補助金確定（交付決定）額 | 金 | 円 |
| 2 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 残額 | 金 | 円 |
| 5 補助金振込先 | | |

金融機関名	
種目・口座番号	普通 ・ 当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号（第12条関係）

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金取消・返還通知書

年 月 日

住所

団体名

代表者名 様

石巻市長 印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市住民自治組織設立支援事業補助金について、石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり取り消します（ので返還願います。）。

記

取消・返還理由	
変換すべき補助の額	
返還期日	年 月 日まで返還願います。
変換方法	別紙納入通知書により納入してください。